

平成三十一年二月臨時会

平成31年第1回

菊陽町議会2月臨時会会議録

平成31年2月18日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

第1回菊陽町議会2月臨時会会議録

平成31年2月18日（月）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(平成31年第1回菊陽町議会2月臨時会)

平成31年2月18日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出議案第1号を議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 議案第1号 工事請負契約の変更について

日程第7 発議第1号 渡邊裕之議長に対する不信任決議案

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 矢 野 厚 子 君

2 番 大久保 輝 君

3 番 阪 本 俊 浩 君

4 番 西 本 友 春 君

6 番 佐々木 理美子 君

7 番 中 岡 敏 博 君

8 番 吉 山 哲 也 君

9 番 北 山 正 樹 君

10番 布 田 悟 君

11番 石 原 武 義 君

12番 岩 下 和 高 君

13番 大 塚 昇 君

14番 川 俣 鐵 也 君

15番 上 田 茂 政 君

16番 小 林 久美子 君

17番 甲 斐 榮 治 君

18番 渡 邊 裕 之 君

3. 欠席議員

5 番 那 須 眞理子 君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 山 川 真喜子 君

書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

教 育 長 上 川 幸 俊 君

教 育 部 長 安 武 卓 明 君

総 務 部 長 阪 本 浩 徳 君

福 祉 生 活 部 長 阪 本 章 三 君

健 康 保 険 部 長 服 部 誠 也 君

経 済 部 長 士 野 公 典 君

土 木 部 長 大 山 陽 祐 君

会 計 管 理 者 兼 市 原 憲 吾 君
会 計 課 長

総 務 課 長 板 楠 健 次 君

総 合 政 策 課 長 中 島 秀 樹 君

総務部次長兼 財政課長	西本一浩君
人権教育・啓発課長	古賀直之君
福祉課長	相馬仙助君
町民課長	渡辺博和君
介護保険課長	宮川照之君
商工振興課長	川上一弘君
都市計画課長	井芹渡君
環境生活課長	丸山直樹君
学務課長	矢野信哉君
図書館長	川端慎一君

総務部次長兼 税務課長	酒井章彦君
東部町民センター所長	西本俊子君
子育て支援課長	内藤優誠君
健康・保険課長	東桂一郎君
農政課長	山川和徳君
土木部次長兼 建設課長	小野秀幸君
下水道課長	矢野和幸君
総務課総務法制係長	小泉秀和君
生涯学習課長兼 中央公民館長	梅原浩司君
農業委員会事務局長	鍋島二郎君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） それでは、ただいまから平成31年第1回菊陽町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番矢野厚子君、2番大久保輝君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出議案第1号を議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、町長提出議案第1号を議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成31年第1回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

急を要する案件が生じたので、本日、臨時会をお願いしたところであります。

それでは、付議事件について提案理由を申し上げます。

議案第1号は、工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものであります。

内容は、平成30年の第3回定例会で議決いただきました武蔵ヶ丘中学校運動場拡張工事に関するもので、追加工事が発生しましたので、変更契約の議決をお願いするものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げますが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第1号 工事請負契約の変更について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、議案第1号工事請負契約の変更についてを議題とします。

学務課長、説明を求めます。

○学務課長（矢野信哉君） おはようございます。

議案第1号工事請負契約の変更について御説明いたします。

武蔵ヶ丘中学校運動場拡張工事の請負契約の変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、工事請負契約の変更が必要になった主な理由について御説明させていただきます。

1枚めくっていただいて、参考資料の次の3枚目の図面を御覧ください。

防球ネット配置平面図になります。図面の上が北になります。本工事の防球ネットのくい工事について、当初、回転するスクリーによる掘削を行った上でくいを打ち込むアースオーガー工法を採用しておりました。その施工の中で、掘削を進めることができないかたい石があることが判明いたしました。図面の黒丸がくいを施工する箇所になり、全部で33か所あります。黒丸のうち、白抜きされている箇所が石に当たらず、当初の工法で掘削ができた箇所になります。黒丸のうち、赤で塗り潰されている箇所がかたい石に当たり掘削不能になった箇所になります。掘削不能になった箇所は、33か所中9か所になります。今回掘削不能になった9か所について、スクリーの先端にとげがついたかたい地質専用の掘削機械を搬入し、かたい石を粉碎、掘削するものです。この工法の追加等に伴い、今回増額変更をお願いするものです。

1枚目の議案書にお戻りください。

平成30年第3回菊陽町議会定例会の議決を経て締結した武蔵ヶ丘中学校運動場拡張工事請負契約について、契約金額2億1,114万円を2億1,926万4,881円に変更するものでございます。

この変更に伴い、812万4,881円の増額になります。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第1号 渡邊裕之議長に対する不信任決議案

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、発議第1号渡邊裕之議長に対する不信任決議案を議題とします。

本件は、議長に関する案件であります。地方自治法第117条の規定により議長は除斥の対象になりますので、ここで退席し、副議長と交代いたします。

〔議長交代、18番 渡邊裕之君 退席〕

○副議長（甲斐榮治君） それでは、議長にかわりまして、副議長が議事を進行いたします。

発議第1号渡邊裕之議長に対する不信任決議案について提出者に説明を求めます。

北山正樹君。

（「議長、その前に那須議員の欠席の理由を」の声あり）

東京での会議に出席が随分前に決まっております、変更がきかなかったということがございます。

○9番（北山正樹君） 皆さん、おはようございます。

発議第1号は、本町議会議長渡邊裕之君の不信任を提出するということになりました。この件は、議会案件でありますので、本来ならば議会が臨時議会を招集をして審議をするというのが筋だと思っております。今回は、後藤町長の方から先ほど採決をした武蔵ヶ丘中学校の案件がありましたことから、便乗する形でこの不信任を提出させていただいたという流れになります。

趣旨の説明に入る前に、皆様方の中には、あるいはこの任期末を迎えた中で不信任を提出したということについて、なぜこの時期にという御疑念やいぶかしんでおられる方もいらっしゃるかと思います。が、今回の渡邊裕之議長の不信任決議は、議会としてのけじめをつけるために、示すために提出をしたものでございます。

それでは、渡邊裕之議長不信任案を提出する趣旨を申し述べます。

本件の経緯は、渡邊裕之君の本議会議長としてふさわしくない事件が起こったことから、渡邊君の議長不信任決議案を提出する事態になったものです。そのふさわしくない事件ということですが、議会の公式行事の会場で意見を述べられた80代の町民の方に向かって暴言を吐いたという事件になります。その暴言の中身ですが、強圧的な態度で迫りながら、ののしり、恫喝と言ってもいいものでありました。

その日は、議会側が主催して、町民との語る会、意見交換会を開きました。これは、町民の皆様から議会に対しての意見に、制限もなく承るという趣旨で行ったものです。会の冒頭、司会役が議題を設けず、自由に意見を述べてください、我々議会は聞くことに集中する旨の発言があったこと、それを受けて、それではと町民の方が何でも言っていいことなので前置きをして語り始められた。この前置きの発言は、司会進行の議題を設けず自由に意見を述べてください、我々議会は聞くことに集中するというこの会の趣旨が町民の方にも正確に伝わっていたことを証明しておりました。そして、我々議員は、この会の趣旨にのっとり、町民の方々の御意見に耳を傾け、その後しっかりと町政に反映していくきっかけを得るはずでありました。約2時間を経過し、会の終了が宣言された直後、渡邊裕之君のののしり、恫喝の暴言、内容は、何々、ばかという罵声が繰り返された。一言で言えばこうなりますが、当日その場におらず、事のでんまつを見ておられない方々にも判断をしていただけるよう、事件発生に至る経過と、その後の議会での取組のときのありさまを申し述べます。

事件発生日は本年1月23日、場所は町西部支所施設キャロピア大会議室、ホール、駐車場、時刻は午後9時過ぎであります。この会は、議会が主催して、町民をゲストに迎えての議会と町民の語る会、意見交換会の日でありました。町民の方の発言をおおよそ3点に絞れば、1、一部の報道紙が取り上げた内容もあり、議会運営がだらしない。2、一般質問を行う上で、事実関係をしっかりと把握して進めるべき。3、今議会の運営が拙いのは正副議長に責任がある等々でした。この方の指摘は、一般論としてはまさにそのとおりのことであり、この会の趣旨はこのような指摘を受けるために開催されたものであります。念のため、この指摘の中には渡邊裕之君などの個人名は含まれてはいませんでしたので、ある議員を特定しての発言ではなかったことが明白であります。

会の終了を待っていたかのように渡邊裕之君は立ち上がり、その町民の方に迫りながら何かを述べた後、議事録を見れば分かるだろう、ばかと暴言を発した。その暴言を発した場所は、会場で始まりました。いきなり暴言を受けた町民の方は、このような事態になることが理解できず困惑したと述べられていて、そのときの渡邊君の振る舞いは、今にもつかみかからんばかりで身の危険を感じたと述べられるほどの強圧的なののしり、恫喝でありました。これは、まだ会場に残っている複数の人に確認されていて、そのときの渡邊裕之君の姿には恐ろしさを感じたほどであったと述べられておりました。町民の方は、身を守るためか、渡邊裕之君から逃げるように背を向けて、何とかやり過ごそうとされていたが、渡邊裕之君はまとわりつき、張りついた状態で町民の方に暴言、ののしりの数々を続けた。それは、まさしく異常な光

景でした。会場で始まり、ホールに出ても続き、駐車場では罵声が鳴り響くほどの大声で、同僚議員の制止をも振り払いながら続けました。そのありさまは、暴言、ののしりの域を超え、恫喝そのものであったと言う方がより実際にふさわしい異様さでありました。

暴言の中には、80になってもその程度の頭かとか、よく考えてから物を言え、ばかなどもありました。よく考えてから物を言え、この言葉は、そっくり渡邊裕之君にお返ししましょう。よく考えてから物を言えば、町民の方を傷つけ、不評を買うことも、議会の名誉を損なうこともなかったし、このような事態に発展することはありませんでした。議会を思って御意見を言われたゲストの町民の方に向かって、尊厳を踏みにじるかのような暴言の数々は、とても許されるものではありません。

そもそも今回の趣旨は、冒頭でも述べましたように、町民の方々から議会への御意見を承ることを目的に開催したものでございます。しかも、自由に意見を述べてと司会の後を受けての発言に対して、その内容がおもしろくないから、気に入らないから暴言も許されると曲解した渡邊裕之君の認識の誤りと行為は、言語に絶します。これでは、今後御意見を寄せる町民はなくなるでしょう。町民の側からしてみれば、真面目に言っても議員が、議会が気に入らなければ罵倒されるということになります。ここは民主国家であって、批判は許されないどこかの専制国家とはわけが違います。国民の言論が憲法によって守られ、健全な批判は将来の糧として好意的に受けとめるという世界にいたはずの本町が、実は発言をすれば攻撃される危険があるということを示したことになります。渡邊裕之君は、町民の方に暴言を吐き、町民の方を侮辱し、尊厳を傷つけただけでなく、本町議会の権威をも大きく毀損したと指摘をしたい。その数日後、渡邊裕之君は、同僚議員に伴われて町民の方宅を訪れ謝罪したと言いますが、それは当然の行為です。その謝罪のあり方にも問題があります。本当に謝罪したのか。町民の方は、その謝罪を本心から受け入れたと言えるのか。

まとめになります。今回の不信任決議案の提出の意義は、1、議会の公式行事の中で、ゲストである町民の方に対し恫喝とも言えるほどの勢いで暴言を複数回、長時間にわたって投げつけたこと。2、議会が主催して開催した意義を根底から毀損し、議会の信用を大きく損なう汚点を引き起こしたこと。3、暴言などの行為は一議員でも許されない行為で、渡邊裕之君は我々を代表する議長でありながら、不適切な行為であったことなどなどでございます。以降は省略します。

緊急に開いた議会運営委員会での席上で渡邊裕之君は、町民の方に挑発されたからばかと言った、けんかなら当然そうすると言ひ、町民の意見を、あろうことか挑発と捉え、けんかの類と同じとし、したがって自分の行為は間違っていないと言ひ張り、謝罪の要求を拒否したばかりか、自分の行為を正当化しようとさえしました。その態度は、前日の振る舞いについて一片の反省もなかったことを自ら明らかにして、そのおろかさ気づかない異様さであり、このような出来事から、渡邊裕之君は自らを冷静に振り返る能力の欠如さえも表出されるありさまでありました。

その後、議会として今後の取組を協議する必要上、渡邊裕之君の退席を求めた際、何を決めても拒否するし、従うことはしない、謝罪しろと決めても従う意思はないなどと述べ、議長でありながら、議会や委員会の決定をも無視しても構わない、自分の考えや思いは議会や委員会の決定をも上回るかの言葉を口走るなど、一般の議員でさえも守らなければならない議会の諸制度をも破壊しても構わないという意向を示した。その姿は、余りにも見苦しく、正確に表現することは難しいです。いこじになり、問題をすりかえたり、責任を他人に転嫁するなど、反省できず、子どもっぽく、情けない。繰り返すが、渡邊裕之君は、議会の運営と規律を守るべき立場の議長でありながら、議長としての本来の職務も念頭にないかの振る舞いであり、以上のことから、渡邊裕之君は本町議会議長としてふさわしくないのは明白な事実であることを強調しておきたいと思います。

最後に、政治は信なくば立たずの言葉どおり、我々は町民からの信頼によって存在します。今回の事案は、こうした過去の先輩たちの御努力にも水を差す結果であって、通り一遍の謝罪等では拭い切れない禍根を残したと言えます。したがって、第一義は渡邊裕之君の暴言の問題であります。同時に本町議会の議会運営上の不適切な事案でもあり、議会の責任もまたうやむやにできないものであります。今回の渡邊裕之君の不信任決議案は、本議会が示す責任のとり方の一部であり、同僚議員の良識ある御判断を得て、賛同を期待して提出をいたします。なお、本町議会において議長不信任が提出されたことは、かつてない初めての出来事でありますので、議員全員の所信を述べた上で賛否を表することを期待したいと思います。

それでは、発議第1号渡邊裕之議長に対する不信任決議案、上記の議案を、別紙のとおり菊陽町会議規則第99条の2の規定によって提出をいたします。

なお、質疑の場合は自席から答弁をいたします。よろしく願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

阪本俊浩君。

○3番（阪本俊浩君） 賛成の立場で討論いたします。

北山議員の発議の中でもありましたが、80歳にもなられるお年寄りの方に対し、よく議事録を見て物を言え、ばか、80にもなってその程度の頭かなどという暴言は、一人の人間として発する言葉ではございません。しかも、議会側が主催した意見交換会で議員がこのような行動に及んだということは、決して許される行為ではございません。ましてやそれが我々の議会の顔である議長が起こした行動となれば、責任の重さは重大でございます。

私どもの地区にも、まだまだ昔の風習の残った既存集落でございます、80歳を超えられるお年寄りの方も多数おられます。命をかけて戦争を戦われました。食料難の中、戦中、戦後の厳しい時代を生き抜かれ、今の日本の礎をつくってこられました。私たちが今、何不自由なく暮らしておられますのも、こういう方々のおかげであることを決して忘れてはならないと思います。このような観点からも、私どもの地区では、誰もがお年寄りの方を尊敬し、いたわり、仲よく暮らしております。もしも私がこの方々にあのような趣旨の発言をすれば、自分のもとより、妻、親、子どもたちまでもが後ろ指を指され、肩身の狭い思いをしなければなりません。

また、町も私たちも議会も、安心・安全なまちづくりを目指し、品格を持ち、町民の皆様方の模範となるような行動を示さなければなりません。そんな中での今回の議長の暴言は、極めて不適切な行為であったと思います。今後、このようなことがあってはなりません。そのためにも、自分自身の責任の重さを考えていただきたいと思います。

以上の理由で賛成討論といたします。

○副議長（甲斐榮治君） ほかにありませんか。

佐々木理美子君。

○6番（佐々木理美子君） 賛成の立場で討論させていただきます。

私は、1月23日の語る会が開催された現場にいて、渡邊議長がその方に対して、議事録をよく見て言え、ばかと言っているのを、それを見てとても緊張しました。すぐに、また議会のことで問題になります、止めてくださいと副議長にお願いに参りました。副議長は、すぐに終わるよと言って、その部屋を出ていかれました。別に副議長のことを非難しているわけではありませんが、あるとき止めてくださればここまでにはならなかったと思っております。

あの会は、私たち議員に対して厳しい言葉がありました。ただ、厳しい言葉は期待の言葉と思ひ、これからもっと議員として勉強しなければいけないなと私は思いました。

地域を見ましても、70歳代、80歳代の方がたくさんいらっしゃいます。私たちが安心して子育て、それから生活をしていけるのも、この方たちがしっかりと地域づくりをしてくださったからだと思ひます。今回、渡邊議長が高齢者の方にあのような暴力的な言葉を言われたのはとても許せないと思ひ、この場に立ちました。

○副議長（甲斐榮治君） ほかにありませんか。

大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 反対、賛成ということで本来は討論すべきでありますけれども、ぜひ私は私の気持ちを申し上げたいということで、賛成の立場で討論をさせていただきます。

我が菊陽町は、皆様御存じのように、先日町制施行50周年記念式典が行われました。町が起りましてから50年、人口が4倍近くにもなりまして、御案内のように大きな発展を遂げております。これも、行政の皆さん、そして住民の皆さん、そして議会と三者一緒になってこれまで築いてこられたものであろうかと思ひますし、他市町村からすれば本当にうらやむような町に発展をしております。そういう町であります我が菊陽町に、その菊陽町にふさわしい議会を

つくるというのが私どもの使命であろうかと思っております。その使命の達成のために、私どもは、議会の活性化ということでこれまで4年間、その前のときからすれば8年間、活性化について一生懸命に取り組んできたつもりであります。

活性化とは、今までの議会とは違う、町民の皆さんからも信頼を受ける議会、そして何でも立派な行動をする人、議員一人一人がその資質、人格、ちゃんと勉強されて、人もうらやむような政界、議会人としてやっていくということも議会の活性化の一つであります。そういう議会をつくるというのが私どもの大事なところであります。そのためには、これまでも議会の基本条例ということできざまな形で活動をしてまいりました。基本条例をつくる一つにしましても、行政等いろんなところで討論しながらやってきたつもりでありますし、議会基本条例の中に政務活動費というのも取り入れまして、一人でも多くの議員の方々が勉強する、資質を上げるということに取り組んできたつもりであります。

その議会の中で、基本条例の中にもうたっておりますけれども、町民の皆さんの意見を聞いて、それを議会の中に生かす、また行政に生かすというのが、私どもの議会としての町民との語る会の趣旨でございます。そういう大変立派な議会としての活動の中の一環でこのような、先ほど言われたような事態が起きたということは、私ども議会人、議員として非常に残念なことであります。それも、ただ一議員としてでなく、議長という代表者の身である人がそういったところになる、そういったことを起こすということは、本当に残念でなりません。絶対にあってはならないことであろうかと思えます。私どもは、これを真に受けとめて、今後の議会活動、議員としての活動に生かしていかなければならないということであります。

最後になりますけれども、この議会、私どもが大事に育てていく議会のためにも、本日の不信任案決議の可決は当然のことですけれども、渡邊議長の速やかな議長の辞職を希望することもあわせて、賛成討論とさせていただきます。

○副議長（甲斐榮治君） ほかにありませんか。

矢野厚子君。

○1番（矢野厚子君） まだ議員になってわずか4か月の身でありますけれども、今回の件はとても残念でした。その場には居合わせませんでした。後から事実関係を聞けば聞くほど本当に情けなくなりました。私は、以前30年余り企業に勤務しておりまして、お客様のクレームはいいことも悪いことも真摯に受けとめて、航空会社だった、乗っていただくお客様のお言葉というのは大事にしておりました。議員も、町民の皆様から信頼を受けて、またその歳費も町民の方からいただいております。そのお言葉を、どんな言葉であっても、言い返して暴言を吐くなどとても信じられませんでした。よって、この——すいません、私、緊張してすいません——議案に対しては賛成したいと思います。

○副議長（甲斐榮治君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） では、討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

これで渡邊裕之議長の入場を許可します。

[18番 渡邊裕之君 入場]

○副議長（甲斐榮治君） 渡邊裕之議長に申し上げます。

ただいま議長不信任決議案が可決されましたことを告知します。

ここで議長を交代します。

(15番上田茂政君「議長、よかですか。全員賛成だったですか。賛成多数だったですか。報告なしです」の声あり)

全員賛成でございました。

(15番上田茂政君「ありがとうございます」の声あり)

[議長交代]

○議長（渡邊裕之君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(「議長」の声あり)

これで平成31年第1回菊陽町議会臨時会を閉会いたします。

(「議長」の声あり)

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時36分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会副議長 甲 斐 榮 治

菊陽町議会議員 矢 野 厚 子

菊陽町議会議員 大久保 輝

菊陽町議会会議録  
平成31年第1回2月臨時会

平成31年2月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 高木 定伸

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919